

平成 31 年 2 月市議会 教育厚生委員会資料

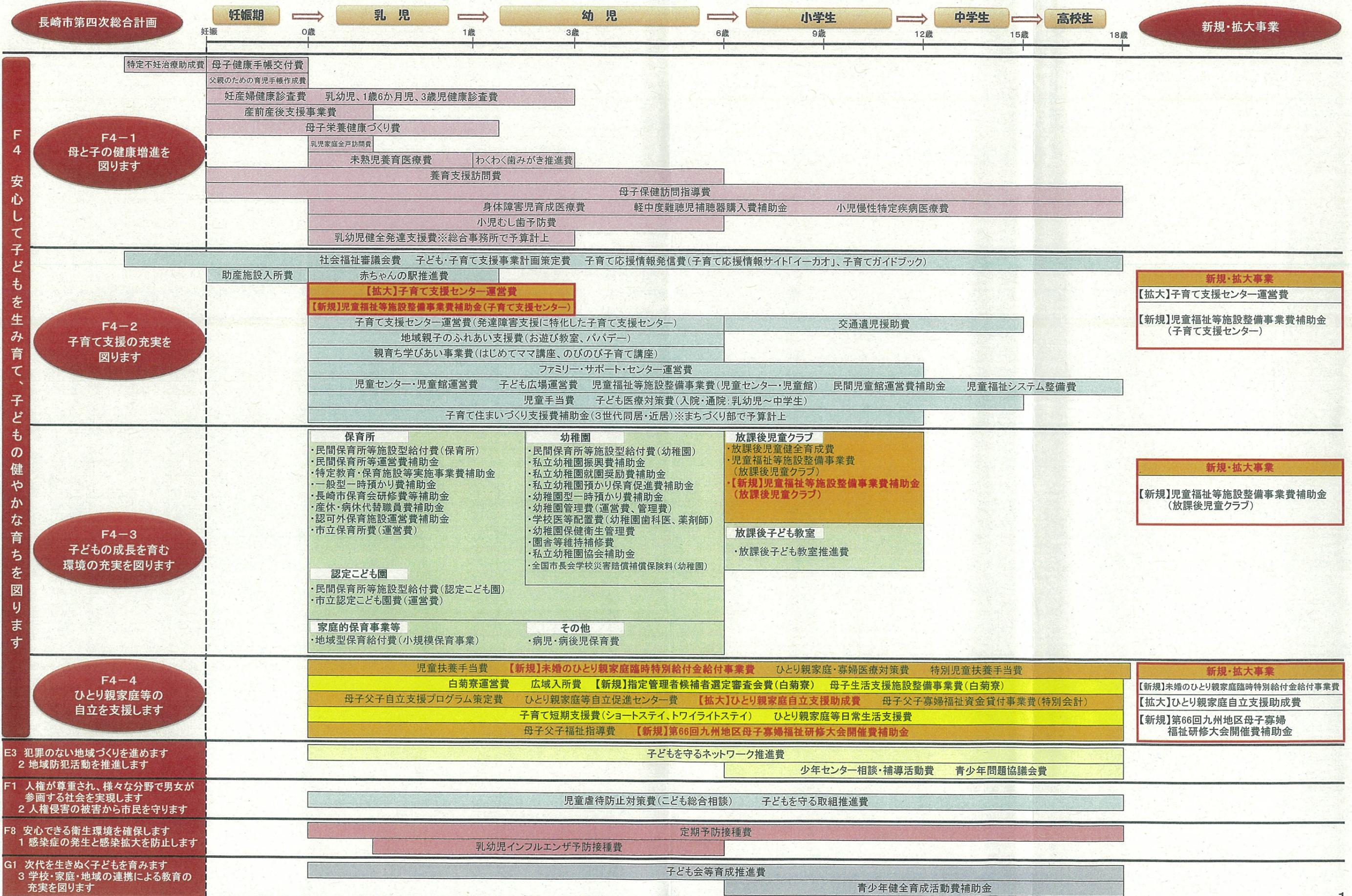
第 9 号議案 平成 31 年度長崎市一般会計予算

目次	説明書記載頁
子どもの年齢区分に応じた主な施策の展開…………… P 1	(一)
【3款 民生費】	
子ども・子育て支援事業計画策定費(3.2.1)…………… P 2 ～ 3	(P 170 ～ 171)
子ども医療対策費(3.2.1)…………… P 4 ～ 5	(P 172 ～ 173)
拡大 子育て支援センター運営費(3.2.1)…………… P 6 ～ 8	(P 172 ～ 173)
新規 【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金	
子育て支援センター(3.2.1)…………… P 9 ～ 12	(P 174 ～ 175)
放課後児童健全育成費(3.2.1)…………… P 13 ～ 17	(P 172 ～ 173)
放課後子ども教室推進費(3.2.1)…………… P 18 ～ 19	(P 172 ～ 173)
【補助】児童福祉等施設整備事業費	
子育て支援センター(3.2.1)…………… P 20 ～ 21	(P 174 ～ 175)
児童館・児童センター(3.2.1)…………… P 20 ～ 21	(P 174 ～ 175)
放課後児童クラブ(3.2.1)…………… P 22 ～ 23	(P 174 ～ 175)
新規 【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金	
放課後児童クラブ(3.2.1)…………… P 24 ～ 28	(P 174 ～ 175)
平成 31 年度当初予算における就学前児童施設別体系図… P 29	(一)
民間保育所等施設型給付費	
保育所(3.2.2)…………… P 30 ～ 33	(P 174 ～ 175)
認定こども園(3.2.2)…………… P 30 ～ 33	(P 174 ～ 175)
幼稚園(3.2.2)…………… P 30 ～ 33	(P 174 ～ 175)
拡大 ひとり親家庭自立支援助成費(3.2.3)…………… P 34 ～ 35	(P 176 ～ 177)
児童扶養手当費(3.2.3)…………… P 36 ～ 37	(P 176 ～ 177)
新規 未婚のひとり親家庭臨時特別給付金給付事業費(3.2.3)…… P 38	(P 176 ～ 177)
新規 第 66 回九州地区母子寡婦福祉研修大会開催費補助金(3.2.3) P 39	(P 176 ～ 177)
【4款 衛生費】	
産前産後支援事業費(4.1.3)…………… P 40 ～ 41	(P 190 ～ 191)
定期予防接種費(4.1.4)…………… P 42	(P 192 ～ 193)
【10款 教育費】	
私立幼稚園就園奨励費補助金(10.5.2)…………… P 43 ～ 46	(P 292 ～ 293)

こ ども 部

平成 31 年 2 月

子どもの年齢区分に応じた主な施策の展開 (H31年度当初予算)



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
170～ 171	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	3-1	子ども・子育て支援事業 計画策定費	千円 1,988

1 概 要

子ども・子育て支援法に基づき策定した「長崎市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：H27～H31）が、平成31年度をもって計画期間満了となることに伴い、第2期計画（計画期間：2020～2024）を策定する。

平成31年度は、平成30年度に実施したニーズ調査の結果等を踏まえ、幼稚園や保育所、認定こども園などの教育・保育と、延長保育事業などの地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込みと供給量及び提供体制を定めた計画の策定を行う。

2 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づく5年を1期とする法定計画であり、計画的に子ども・子育て支援の充実を図るため、計画期間の年度ごとに、教育や保育、地域の子ども・子育て支援事業に関する需要量（量の見込み）と供給量（確保策）を定めるもの。

(1) 必須記載事項

- | |
|--|
| <p>ア 区域に関する事項</p> <p>イ 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の需要量（量の見込み）と供給量（確保策）に関する事項</p> <p>ウ 教育・保育の一体的提供及び推進に関する事項</p> |
|--|

(2) 任意記載事項

- | |
|---|
| <p>ア 産休・育休後の教育・保育の円滑な利用に関する事項</p> <p>イ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する事項</p> <p>ウ 労働者の職業生活と家庭生活との両立に関する事項</p> |
|---|

3 事業内容

- (1) 施設の利用定員や地域子ども・子育て支援事業の事業量及び提供体制の検討
（平成31（2019）年4～8月頃）
- (2) 事業計画素案の作成（平成31（2019）年4月～8月頃）⇒ 長崎県の中間とりまとめ
- (3) 長崎県との調整
- (4) パブリックコメントの実施（平成31（2019）年11～12月頃）
- (5) 事業計画の決定（2020年2月頃）

4 経費内訳

(1) 委託料 (版下作成業務委託)	886千円
(2) 事務費	
・印刷製本費 本編 300部、概要版 1,000部	1,070千円
・郵送料	32千円
合計	1,988千円

5 財源内訳

事業費	財源内訳			
	国庫支出金	県支出金	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円
1,988	-	-	-	1,988

【参考1】スケジュール

事項	平成31年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
理念・施策体系検討												
計画構成・素案検討												
量の見込み及び確保策の検討												
長崎県との調整												
パブリックコメント実施 計画素案の調整												
計画策定・公表												

【参考2】ニーズ調査の実施状況

調査の種類	就学前児童調査	小学生調査
対象者	市内在住の就学前児童 (0~5歳)	市内在住の小学生 (1~6年生)
回答者	保護者	
調査期間	平成30年10月29日~11月30日	平成30年10月29日~11月12日
実施方法	住民基本台帳により無作為抽出し、保育所・幼稚園等を通して配布、又は郵送により配布し、郵送による回収	小学校により無作為抽出し、小学校を通して配布・回収
配布数	7,006	3,000
有効回答数	3,942	2,781
有効回収率	56.3% (H25: 49.3%)	92.7% (H25: 93.7%)

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
172～ 173	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	3-7	子ども医療対策費	千円 1,019,063

1 概 要

子どもの健康保持と子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費の一部を助成する。

2 事業内容

(1) 助成制度

対 象 者	入院・通院ともに中学校卒業までの児童
自己負担額	1医療機関あたり、1日800円、月上限1,600円 (調剤薬局は保護者負担なし)
支給方法	現物給付

《現物給付》：医療機関の窓口において、助成額を引いた自己負担金のみを支払う方法。

(2) 受給者数の見込み

区分	乳幼児	小学生	中学生	計
受給者数	約20,400人	約19,700人	約10,000人	約50,100人

(3) 事業費内訳

区分	予算額	内容
扶助費	千円 973,523	医療費助成に係る扶助費
委託料	39,545	審査支払事務委託料・データ入力委託料等
賃金等	1,556	臨時職員賃金・雇用保険料
需用費等	4,439	福祉医療費受給者証印刷製本費・郵送料等
計	1,019,063	

《扶助費の内訳》

区分		H30 当初予算額①	H31 当初予算額②	差(②-①)
		金額	金額	
乳幼児	入院	千円 103,231	千円 111,379	千円 8,148
	通院	316,251	309,625	△6,626
	計	419,482	421,004	1,522
小学生	入院	30,019	36,970	6,951
	通院	333,535	358,411	24,876
	計	363,554	395,381	31,827
中学生	入院	21,002	16,408	△4,594
	通院	46,910	140,730	93,820
	計	67,912	157,138	89,226
総合計		850,948	973,523	122,575

※中学生の通院は、平成 30 年 10 月受診分から開始のため、H30 年度は 4 か月分の扶助費

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	※県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
1,019,063	—	220,119	—	4	798,940

※県補助率：扶助費・審査支払事務委託料の 1/2（ただし、対象は乳幼児まで）

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
172～ 173	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	6-1	子育て支援センター運営費 (うち、新設に係る分)	千円 60,954 (10,541)

1 概 要

子育て中の保護者の孤独感や不安感の軽減を図るため、子育てに関する相談や情報提供、交流や仲間づくりができる場所として、長崎市子ども・子育て支援事業計画に基づき、平成31年度までに、市内16区域に設置することとしている子育て支援センター（以下「センター」という。）について、未設置の7区域の解消を図るもの。

2 事業内容

(1) センターの新設

現在、未設置の7区域のうち、市の既存施設の活用が困難な「三重区域」、「江平・山里区域」、「丸尾・西泊・福田区域」、「日吉・茂木・南区域」の4区域については、民間施設を活用することとし、設置場所の提案を含めた運営団体の公募を行い、平成31年度中に設置する。

また、開設日については、「日吉・茂木・南区域」を未就学児童数の状況などから「週3日型」とし、そのほかの区域を「週6日型」とする。

なお、2020年度から市の既存施設を活用した設置が見込まれる「深堀・香焼・伊王島区域」、「岩屋・滑石・横尾区域」、「小江原・式見区域」の3区域についても、平成31年度中に設置場所を決定するとともに、運営団体の公募と決定を行う。

区 分	区 域	活用施設	開設日	0～3歳児童数 ()内は未就学児童数
平成31年度設置 (4区域)	三重区域	民間施設	週6日型	925人(1,380人)
	江平・山里区域			1,103人(1,672人)
	丸尾・西泊・福田区域			791人(1,210人)
	日吉・茂木・南区域		週3日型	98人(152人)
2020年度設置 (3区域)	深堀・香焼・伊王島区域	市の既存施設	週6日型	244人(373人)
	岩屋・滑石・横尾区域			1,315人(1,981人)
	小江原・式見区域			323人(512人)

(2) 補助制度の改定

民間施設を借上げてセンターを運営する際に運営団体に交付する家賃相当額の補助金について、市の既存施設でセンターを運営する団体との公平性や、運営団体の経営負担の軽減による事業の促進等を図るため、補助率及び補助上限額を改定する。

また、開設準備補助として、民間施設の賃借に係る礼金及び開設前月分の賃借料の補助制度を追加する。

区 分	現 行	改 正 案
家賃相当額補助の補助率	1/2	10/10
家賃相当額補助の上限額（月額）	50,000 円	203,000 円
開設準備補助の上限額	- 円	406,000 円

《算出方法》

ア 家賃相当額補助の上限額

施設の規模としては、概ね 10 組の親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保することが必要であると考えているため、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づく放課後児童クラブの賃借料補助を準拠し算出した額とする。

- ①放課後児童クラブの賃借料補助（年額）2,996,000 円/12 月 \approx 250,000 円（月額）
- ②放課後児童クラブ 1 支援あたりのおおよその面積：80 m²（1 支援：40 人）
- ③民間施設を活用したセンターの必要面積：65 m²

$$250,000 \text{ 円 (①)} \div 80 \text{ m}^2 \text{ (②)} \times 65 \text{ m}^2 \text{ (③)} \approx 203,000 \text{ 円}$$

イ 開設準備補助の上限額

家賃相当額補助の上限額 203,000 円 \times 2 月相当分（礼金+開設前月分）

3 事業費内訳

(単位：千円)

子育て支援センター運営費		
報酬	(運営団体選定審査会委員報酬 7人×2回×7センター)	782 (782)
報償費	センター職員を対象とした研修会の講師謝礼金 (事前研修に伴う講師謝礼金)	30 (20)
旅費	会議出席に伴うバス代	3 (-)
需用費	施設の修繕料等 (運営団体選定審査会茶菓費)	687 (4)
委託料	設備点検委託料等 (非常通報装置設置業務委託料 @300千円×4センター)	1,344 (1,200)
賃借料	センター職員を対象とした研修会の会場借上げ料	3 (-)
補助金	運営費補助金 (新設に係る運営費補助金 ①+②+③+④)	58,105 (8,535)
計		60,954 (10,541)

※ () 内は新設に係る分

【新設に係る運営費補助金内訳】

- ・週6日型：年額5,126千円×3/12月×3センター ≒ 3,843千円……①
- ・週3日型：年額2,530千円×3/12月×1センター ≒ 632千円……②
- ・家賃相当額補助：203千円×3か月分×4センター = 2,436千円……③
- ・開設準備補助：406千円×4センター = 1,624千円……④

4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※	県支出金※	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
60,954	18,973	18,973	-	162	22,846
(10,541)	(3,244)	(3,244)	(-)	(-)	(4,053)

※ 子ども・子育て支援交付金 補助基準額の1/3 (国・県)

() 内は新設に係る分

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
174～ 175	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	11-1	【補助】児童福祉等施設整備 事業費補助金 子育て支援センター	千円 8,000

1 概 要

子育て中の保護者の孤独感や不安感の軽減を図るため、子育てに関する相談や情報提供、交流や仲間づくりができる場所として、子育て支援センター（以下「センター」という。）を長崎市子ども・子育て支援事業計画に基づき、平成31年度までに、市内16区域に設置することとしている。

未設置7区域のうち、市の既存施設の活用が困難な「三重区域」、「江平・山里区域」、「丸尾・西泊・福田区域」、「日吉・茂木・南区域」の4区域については、平成31年度に、民間施設を活用して設置を行いたいため、運営団体に対し、センターを開設するために必要な施設整備や設備整備に係る経費を補助するもの。

2 事業内容等

(1) 事業内容

市の既存施設の活用が困難な4区域に関して、民間施設を活用するため、運営団体に対し、センターを開設するために必要な施設整備や設備整備に係る経費を補助する。

(2) 設置区域

- ア 三重区域
- イ 江平・山里区域
- ウ 丸尾・西泊・福田区域
- エ 日吉・茂木・南区域

(3) 補助上限額

1センター（区域）あたり2,000千円

(4) 補助対象経費

ア 施設整備

施設の改修に必要な工事請負費（内部改修工事等）及び工事事務費

イ 設備整備

初度設備整備に必要な設備整備及び備品購入費等

3 事業費

8,000千円（2,000千円×4センター（区域））

4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※	県支出金※	地方債	その他	一般財源
千円 8,000	千円 2,666	千円 2,666	千円 -	千円 -	千円 2,668

※ 子ども・子育て支援交付金 補助基準額の1/3（国・県）

【参考】

1 設置予定スケジュール

事 項		H31	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020	1月
H31 年 度 設 置	第1回選定審査会 (募集要項協議)			■									
	運営団体公募				■	■	■	■					
	第2回選定審査会 (面接審査)							■					
	施設整備等								■	■	■		
	開設												■
2020 年 度 設 置	第1回選定審査会 (募集要項協議)				■								
	運営団体公募					■	■	■					
	第2回選定審査会 (面接審査)								■				

2 運営団体に対する補助制度

(1) 長崎市子育て支援センター運営費補助金交付要綱

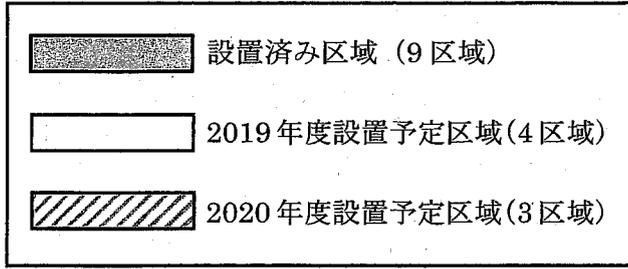
区 分	週6日型	週3日型
運営費補助額（家賃相当額補助を除く）	年額 5,126 千円	年額 2,530 千円

※開設期間が1年に満たない場合は月割、開設月数が1月に満たない場合は日割計算した額とする。

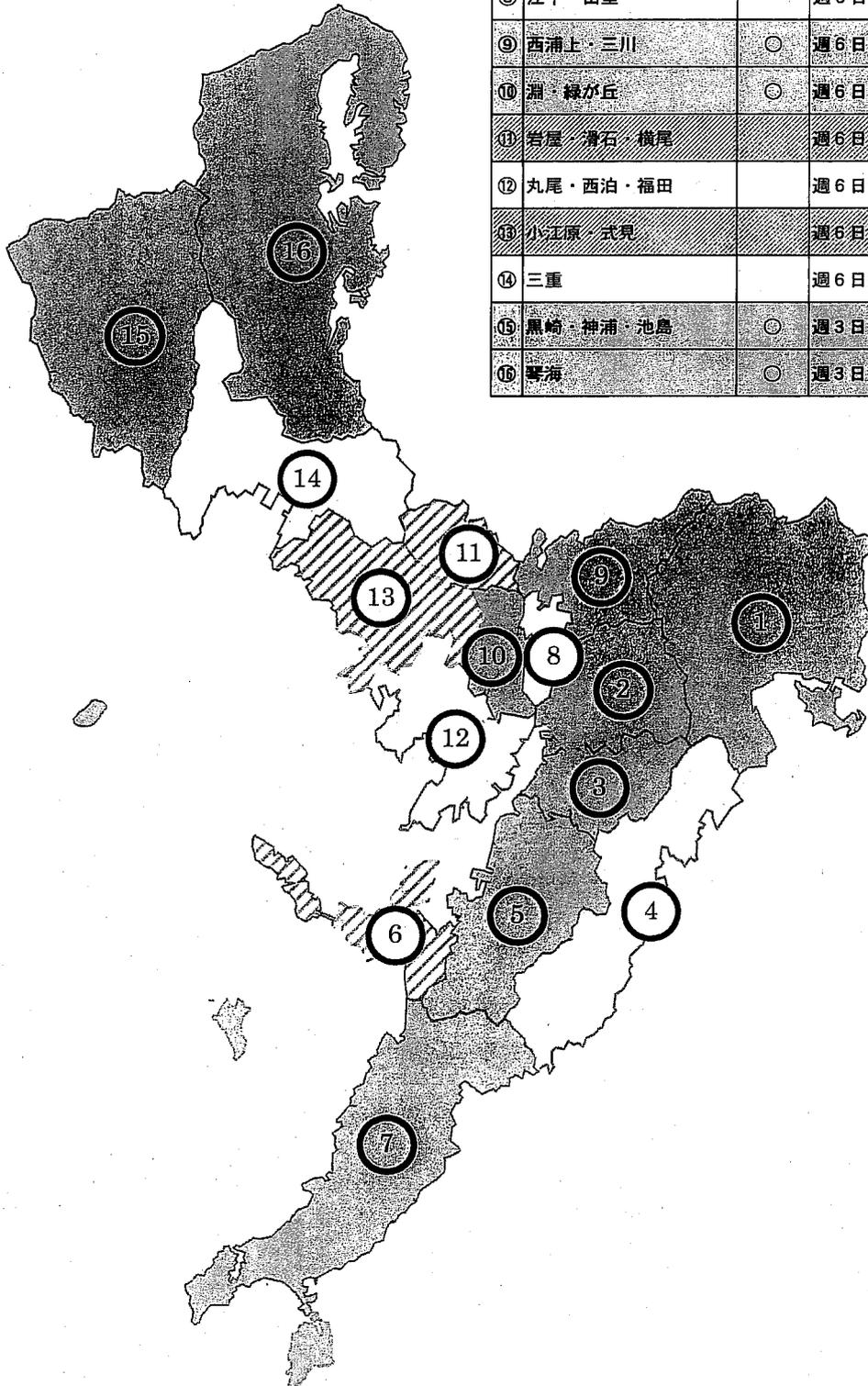
(2) 長崎市子育て支援センター設置施設整備等補助金交付要綱

1 区分	2 種目	3 対象経費	4 補助額
施設整備	改修工事費	施設の改修に必要な工事請負費 (内部改修工事等) 及び工事事務費	上限 200 万円 (設備整備に係る ものによっては、 上限 100 万円)
設備整備	設備工事費及び 備品購入費	初度設備整備に必要な設備整備及 び備品購入費等	

3 子育て支援センターの設置状況



区域	設置の有無	開設日	活用施設
① 東長崎・橋・日見	○	週6日型	市の既存施設 民間施設
② 桜馬場・片淵・長崎・高島	○	週6日型	市の既存施設
③ 小島・大浦・梅香崎	○	週6日型	市の既存施設
④ 日吉・茂木・南		週3日型	民間施設
⑤ 戸町・小ヶ倉・土井首	○	週6日型	市の既存施設
⑥ 深堀・香焼・伊王島		週6日型	市の既存施設
⑦ 三和・野母崎	○	週6日型	市の既存施設
⑧ 江平・山里		週6日型	民間施設
⑨ 西浦上・三川	○	週6日型	市の既存施設
⑩ 淵・緑が丘	○	週6日型	市の既存施設
⑪ 岩屋・滑石・横屋		週6日型	市の既存施設
⑫ 丸尾・西泊・福田		週6日型	民間施設
⑬ 小江原・式見		週6日型	市の既存施設
⑭ 三重		週6日型	民間施設
⑮ 黒崎・神浦・池島	○	週3日型	民間施設
⑯ 琴海	○	週3日型	民間施設



4 子育て支援センター 設置状況一覧

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
区域	⑨西浦上・三川	③小島・大浦・梅香崎	①東長崎・橘・日見	⑮黒崎・神浦・池島	⑯琴海	⑩淵・緑が丘	⑦三和・野母崎	①東長崎・橘・日見	⑤戸町・小ヶ倉・土井首	②桜馬場・片淵・長崎・高島	⑭三重	⑧江平・山里	⑫丸尾・西泊・福田	④日吉・茂木・南	⑥深堀・香焼・伊王島	⑪岩屋・滑石・横尾	⑬小江原・式見
名称	西浦上地区「ぴよぴよ」	梅香崎地区「ひなたぼっこ」	橘地区「風の子らんど」	外海地区「つぼめサークル」	琴海地区「ひまわり広場」	緑が丘地区「ピクニック」	三和地区「ぴっぴ」	東長崎地区「きずな」	土井首地区「みなみ」	上長崎地区「もりのクレヨン」							
設置年度	H18年度			H19年度		H20年度		H23年度	H24年度	H25年度	H31年度				2020年度		
開設日	週6日型			週3日型		週6日型					週6日型		週3日型	週6日型			
活用施設	公共施設		民間施設	民間施設 (※運営団体所有)		公共施設					民間施設			公共施設			
運営団体	長崎いのちを大切にす会	NPO法人 総合生活支援センターほっと	社会福祉法人 おおぞら	社会福祉法人 聖ヨハネ会 黒崎聖母保育園	社会福祉法人 中央保育園	ワーカーズ コープ長崎支部	一般社団法人 ひとり親家庭福祉会 ながさき	学校法人 聖母の騎士学園	土井首中学校区青少年育成協議会	トムテのおもちゃ箱							
	任意団体	NPO法人	社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人	NPO法人	一般社団法人	学校法人	任意団体	任意団体							
未就学児童数	1,421人	1,463人	2,625人	54人	544人	1,593人	471人	2,625人	1,961人	1,792人	1,380人	1,672人	1,210人	152人	373人	1,981人	512人
	うち、0～3歳児 920人	うち、0～3歳児 961人	うち、0～3歳児 1,706人	うち、0～3歳児 29人	うち、0～3歳児 350人	うち、0～3歳児 1,113人	うち、0～3歳児 291人	うち、0～3歳児 1,706人	うち、0～3歳児 1,320人	うち、0～3歳児 1,188人	うち、0～3歳児 925人	うち、0～3歳児 1,103人	うち、0～3歳児 791人	うち、0～3歳児 98人	うち、0～3歳児 244人	うち、0～3歳児 1,315人	うち、0～3歳児 323人
	うち、未就園児 462人	うち、未就園児 424人	うち、未就園児 975人	うち、未就園児 12人	うち、未就園児 124人	うち、未就園児 665人	うち、未就園児 102人	うち、未就園児 975人	うち、未就園児 806人	うち、未就園児 724人	うち、未就園児 357人	うち、未就園児 670人	うち、未就園児 414人	うち、未就園児 26人	うち、未就園児 98人	うち、未就園児 748人	うち、未就園児 133人
延利用者数 (H29年度)	10,783人	5,388人	4,141人	364人	362人	9,409人	2,962人	10,191人	5,516人	9,836人							
延利用組数 (H29年度)	4,895組	2,389組	1,699組	153組	156組	4,158組	1,211組	4,566組	2,366組	4,306組							
1日平均利用組数 (H29年度)	17.1組	8.2組	5.9組	1.1組	1.0組	14.3組	4.2組	15.7組	8.2組	14.8組							
面積 ※()内は交流スペース面積	142.55 (97.00)	137.46 (96.40)	84.05 (53.11)	12.14 (12.14)	56.00 (56.00)	131.49 (97.00)	128.98 (92.30)	101.20 (59.01)	133.65 (72.38)	100.50 (56.55)							

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
172～ 173	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	7-1	放課後児童健全育成費	千円 1,372,173

1 概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や土曜日、長期休業期間等に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

2 事業内容

(1) 放課後児童クラブへの補助

[予算額及び内容]

1,361,080千円

区分	補助対象 支援の単位数	予算額 (千円)	内 容		
運営費	159	652,203	運営費基本額 250日以上開所する放課後児童クラブ(以下「クラブ」という。)の運営費の一部を補助(運営に要する放課後児童支援員の人件費、事務費等の経費に対する補助) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 2,238千円-(19人-構成する児童数)×27千円 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 4,306千円-(36-構成する児童数)×25千円 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 4,306千円 構成する児童の数が46～70人の支援の単位 4,306千円-(構成する児童数-45人)×53千円 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917千円		
			151	82,892	開所日数加算 土曜日に開所(8時間以上)するクラブの250日を超える日の運営費の一部を補助 (年間開所日数-250日)×17千円
			156	67,844	長時間開所加算 平日は6時間を超え、かつ18時を超えて、長期休暇等は8時間を超えて開所するクラブに延長時間の運営費の一部を補助 平日分:1日6時間を超え、かつ18時を超える時間の年間平均時間数×378千円 長期等:1日8時間を超える時間の年間平均時間×170千円
小計	-	802,939			

区分	補助対象 支援の単位数	予算額 (千円)	内 容
放課後児童環境改善クラブ事業	30	24,666	放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入・開所準備に必要な経費に対する補助及び既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合における設備の更新等に必要な設備の整備及び備品の購入に対する補助 (1)開所準備経費を含まない場合 基準額 1,000 千円 (2)開所準備経費を含む場合 基準額 1,600 千円
放課後児童設置促進クラブ事業	4	17,500	放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な建物の改修、設備の整備・修繕、備品の購入に対する補助 基準額 12,000 千円
障害児受入費(1人)	101	181,396	障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するクラブに対する補助 基準額 1,796 千円
障害児受入費(3人以上)	13	23,348	障害児を3人以上受け入れるクラブで、障害児受入推進事業による放課後児童支援員等の配置に加えて、必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するクラブに対する補助 基準額 1,796 千円

区分	補助対象 支援の単位数	予算額 (千円)	内 容
放課後児童クラブ 運営支援事業	19	34,229	<p>学校敷地外の民家・アパート等を活用して新たに実施する場合に必要な賃借料及び移転に係る経費を補助 (待機児童が既に存在している、または当該事業を実施しなければ、待機児童が発生する可能性がある状況にあることが条件。)</p> <p>賃借料補助 基準額 2,996 千円 移転関連費用補助 基準額 2,500 千円</p>
放課後児童クラブ 送迎支援事業	2	622	<p>学校敷地外で実施している場合に、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校からクラブへの移動時や、クラブから帰宅時に、バス等による送迎を行うことに対する補助 (未設置校区の小学校に通学する児童の送迎を行う場合に限る。)</p> <p>基準額 466 千円</p>
放課後児童 処遇改善 事業	77	121,275	<p>(1)家庭・学校等との連絡及び情報交換等の育成支援のいずれかに従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助 基準額 1,575 千円</p>
放課後児童 支援等 事業	13	39,156	<p>(2)(1)の育成支援に加え、地域との連携、協力等のいずれかに従事する常勤職員を配置する場合に、その賃金改善に必要な費用を含む当該常勤職員を配置するための追加費用及び、常勤職員以外の当該業務に従事する職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助 基準額 3,012 千円</p>
小規模放課後児童 クラブ支援事業	3	1,677	<p>19人以下の小規模なクラブに放課後児童支援員等を複数配置する場合に運営費の一部を補助 基準額 559 千円</p>

区分	補助対象 支援の単位数	予算額 (千円)	内 容
放課後児童支援員	67	36,115	<p>放課後児童支援員等に対し、経験年数や研修実績に応じた処遇改善を行う場合に、当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助</p> <p>(1) 放課後児童支援員を配置した場合 1人あたり 125千円</p> <p>(2) 経験年数5年以上かつ市長が認める研修を受講した者を配置した場合 1人あたり 251千円</p> <p>(3) 経験年数10年以上かつ市長が認める研修を受講した者で事業所長的立場にある者を配置した場合 1人あたり 377千円</p> <p>基準額 (1)～(3)の合計額 878千円</p>
補助合計	-	1,282,923	
家賃等補助	23	27,441	<p>家賃等補助 クラブ施設としての借家に係る家賃に対する補助 基準額 100千円(月額上限) (月額家賃が100千円を超える場合は、近隣の家賃額を調査及び勘案し、補助額を決定) ※既に交付を受けているクラブに限る。</p> <p>施設整備借入金償還金補助 クラブ施設の整備費に係る借入金償還金に対する補助 100千円(月額上限) ※既に交付を受けているクラブに限る。</p> <p>施設補修費補助 自己所有するクラブ施設の補修費に対する補助 300千円(年額上限)</p>
母子家庭等減	159	50,716	<p>ひとり親又は兄弟で利用する世帯等で要件を満たす児童の利用料をクラブが減免した経費に対する補助</p> <p>基準額 児童1人当たり 4千円(月額上限)</p>
単独合計	-	78,157	
合計	-	1,361,080	

(2)放課後児童クラブ支援員の研修

〔予算額及び内容〕

945千円

放課後児童クラブ支援員等の資質向上を目的として研修会を開催する。

・8回予定(救急法、発達障害児研修 等)

(3)その他経費

〔予算額及び内容〕

10,148千円

・屋上防水等施設修繕 4,652千円

・放課後児童クラブ運営管理システム運用支援業務委託 1,086千円

・放課後児童クラブ旧施設解体工事費(形上小学校区) 2,966千円

・アコーディオンスクリーン購入 148千円 等

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
1,372,173	428,111	427,639	—	1	516,422

※1 国庫補助率 : 事業費(1,282,923千円) × 1/3
 事業費(945千円) × 1/2

※2 県補助率 : 事業費(1,282,923千円) × 1/3

※参考:放課後児童クラブの状況

	H28 ※5/1 現在	H29 ※5/1 現在	H30 ※5/1 現在	H31 (予算ベース)	増減 (H31とH30の差)
クラブ数	90	92	94	94	(増減なし)
支援の単位	131	141	146	160	(増)14単位
登録児童数	5,033	5,369	5,656	5,698	(増)42人
(参考) 小学校児童数	19,711	19,430	19,340		
(参考) 利用率	25.5%	27.6%	29.2%		

※補助対象外1クラブ含む

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
172～ 173	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	7-2	放課後子ども教室 推進費	千円 8,193

1 概 要

放課後や週末等に小学校等を使用し、全ての子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供し、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。

2 事業内容

(1) 放課後子ども教室の実施 予算額: 8,021 千円

ア 実施場所: 小学校の教室や校庭等

イ 実施回数: 週2回程度 平日の放課後、土・日曜日

ウ 活動内容: 予習や復習、補習などの学習活動、スポーツや文化芸術活動などの体験活動、
地域住民や異年齢の子どもとの交流活動

エ 委託料: 年額上限 1,008 千円(児童数 100 人以上、80 日実施の場合)

※児童数及び実施日数により変動する。

<算定方法>

委託料 = 1日当たりの謝礼金(児童数に応じて変動) × 活動予定日数(上限 80 日)

+ 年間を通しての経費 (コーディネーター謝礼金、保険料等)

【参考】委託料一覧

(単位: 円)

前年度の1日当たり 平均参加児童数	1日当たりの 謝礼金	固定費	10日 実施	40日 実施	80日 実施
10人未満	4,440	53,220	97,620	230,820	408,420
10人以上 20人未満	5,920		114,020	291,620	528,420
20人以上 30人未満	7,400		130,420	352,420	648,420
30人以上 40人未満	7,400		130,420	352,420	648,420
40人以上 50人未満	7,400		130,420	352,420	648,420
50人以上 60人未満	7,400	61,220	130,420	352,420	648,420
60人以上 70人未満	8,880		146,820	413,220	768,420
70人以上 80人未満	8,880		146,820	413,220	768,420
80人以上 90人未満	10,360		163,220	474,020	888,420
90人以上 100人未満	10,360		163,220	474,020	888,420
100人以上	11,840		179,620	534,820	1,008,420

オ 対象者: 実施する小学校区に居住する全ての子ども

カ 委託先: 社会教育団体等(青少年育成協議会、子どもを守るネットワーク、PTA等)

キ 内訳(委託事業)

区分	予算額 (千円)	教室数
継続分	6,621	20 教室 仁田佐古・伊王島・茂木・長浦・女の都・小島・銭座・三重・土井首・ 野母崎・日見・南・川平・城山・南陽・飽浦・伊良林・朝日・為石・横尾
H31 年度 新規予定	1,400	5 教室 上長崎・小ヶ倉・橘・高島・坂本
計	8,021	25 教室

※自主運営事業：25 教室

[H30 年度からの継続：16 教室] 高城台・戸町・西城山・西山台・高尾・矢上・
大浦・日吉・深堀・神浦・香焼・西北・三原・
小江原・虹が丘・滑石

[H31 年度からの新規：9 教室] 南長崎・福田・西町・晴海台・村松・大園・
蚊焼・川原・西浦上

(2)放課後子ども教室開設セミナーの開催 予算額:10 千円

ア 開催回数 年1回

イ 対象者 放課後子ども教室の運営に係る総合的な調整役であるコーディネーターの人材発
掘を目指し、地域の社会教育団体等の関係者を対象に行う。

(3)長崎市放課後対策推進審議会の開催 予算額:162 千円

ア 担当事務 本市の子どもの放課後対策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議に関
すること。

イ 開催回数 年2回

ウ 委員人数 10 人

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳			
	国庫支出金※	県支出金	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円
8,193	2,731	—	—	5,462

※ 国庫補助率 1/3(学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金)

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
174～ 175	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	10-1	【補助】児童福祉等施設 整備事業費 子育て支援センター	千円 1,500
174～ 175	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	10-2	【補助】児童福祉等施設 整備事業費 児童センター・児童館	千円 5,700

1 概要

大浦児童センター及び梅香崎地区子育て支援センターとして使用している建物は、昭和56年に建築されており、給水設備が老朽化しているため、改修工事を行うもの。

2 事業内容

大浦児童センター及び梅香崎地区子育て支援センターとして使用している建物の給水管取替工事について、全体事業費を管理面積で按分する。

区 分	全 体	梅香崎地区子育て支援センター	大浦児童センター
事業費	7,200千円	1,500千円	5,700千円
按分率	100%	21%	79%
管理面積	632.91㎡	134.70㎡	498.21㎡

3 建物の概要

- (1) 所在地 長崎市大浦町7番2号
- (2) 建築年 昭和56年
- (3) 建物構造 鉄筋コンクリート造3階建

4 財源内訳

事 業 名	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金 (※)	県支出金 ※	地方債	その他	一般財源
【補助】児童福祉等施設整備事業費 子育て支援センター	千円 1,500	千円 750	千円	千円 -	千円 -	千円 750
【補助】児童福祉等施設整備事業費 児童センター・児童館	5,700	1,900	-	-	-	3,800

※ 国庫補助率 事業費(1,500千円)の1/2(児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金)
事業費(5,700千円)の1/3(次世代育成支援対策施設整備交付金)

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
174~ 175	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	10-3	【補助】児童福祉等施設整備事業費 放課後児童クラブ	千円 26,906

1 概要

放課後児童クラブ施設について、小学校の建替えに伴う整備(合築)により、利用定員の確保を図る。

2 予算額及び事業内容

26,906千円

小学校区	整備前					整備後				
	クラブ名	施設形態	面積 (㎡)	利用 定員 (人)	登録 児童数 (人)	整備内容	面積 (㎡)	利用 定員 (人)	事業費 (千円)	施設整備の 理由
仁 田 佐 古	さくらんぼ クラブ	余裕教室	96.03 (64.40)	39	52	新校舎との 合築	155.00 (145.00)	87	26,906	小学校の建替えに伴う整備 (H30~31に 建築)

※面積欄内の()は、専用区画面積(事務スペース等を除く生活スペースの面積)

利用定員=専用区画面積/1.65㎡

※登録児童数は平成30年4月1日現在

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
26,906	17,936	4,484	-	-	4,486

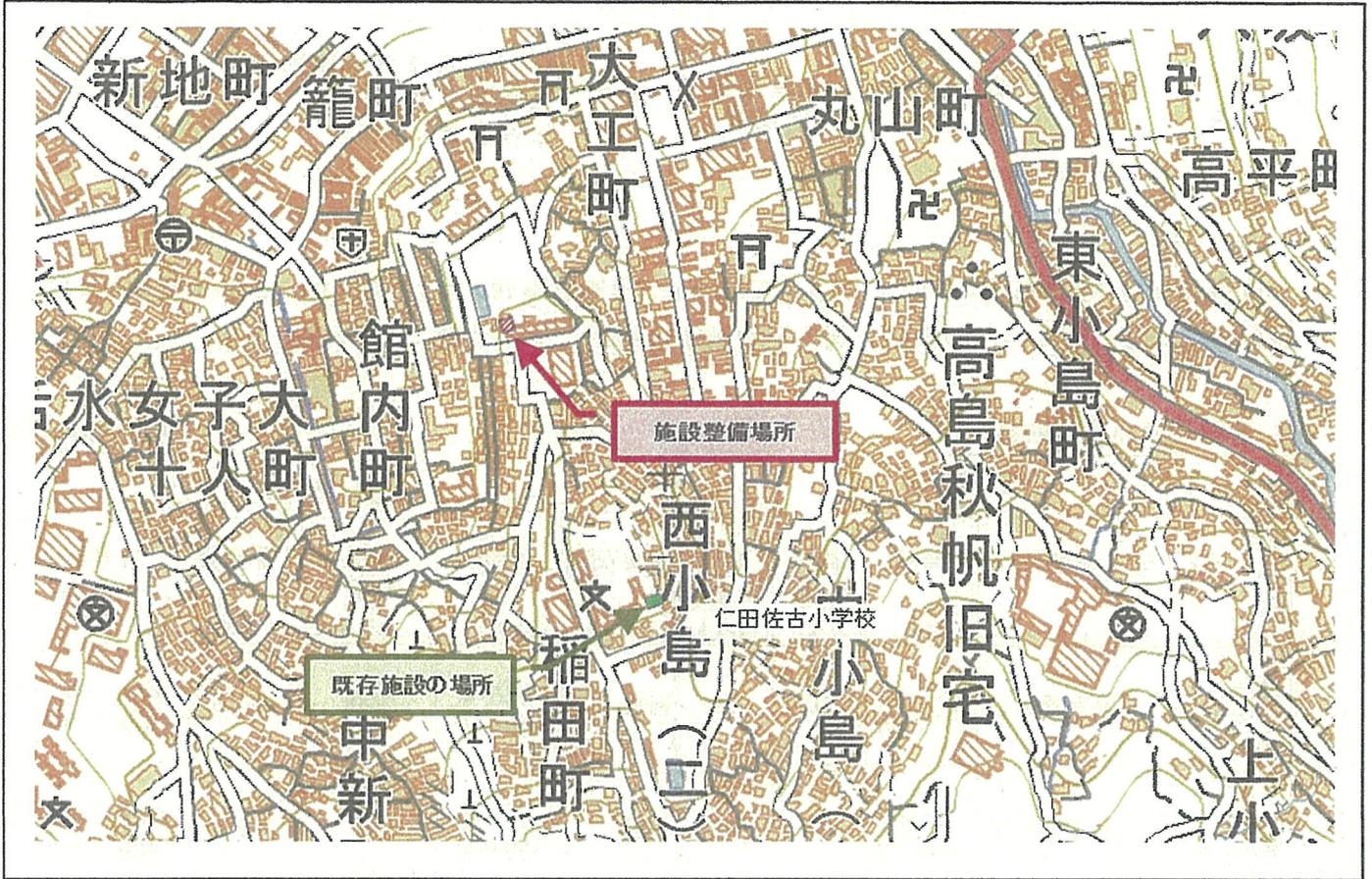
※1 国庫補助率 補助基準額の2/3 [新校舎合築分]

※2 県費補助率 補助基準額の1/6 [新校舎合築分]

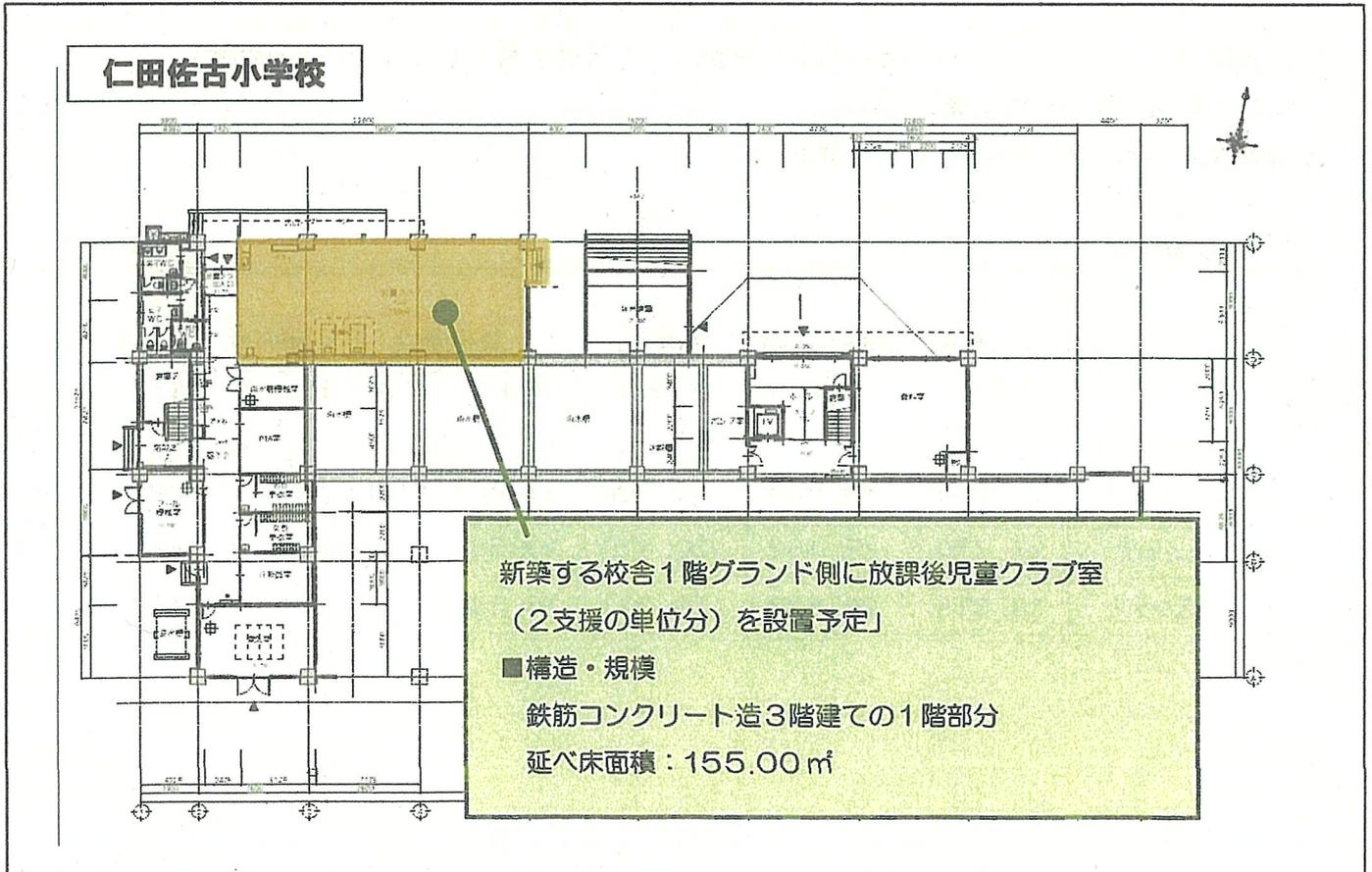
4 全体事業費

小学校区(支援の単位)	H30	H31	合計
仁田佐古(2支援)	千円 11,531	千円 26,906	千円 38,437

位 置 図



配 置 図



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
174～ 175	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	11-2	【補助】児童福祉等施設 整備事業費補助金 放課後児童クラブ	千円 104,585

1 概 要

放課後児童クラブ施設について、これまでは市による施設整備を行ってきたが、今後は法人による施設整備を支援するという方針のもと、国の補助制度を活用し、その経費について補助する。

2 予算額及び事業内容

104,585千円

小学校区	整備前					整備後				
	クラブ名	施設形態	面積 (㎡)	利用 定員 (人)	登録 児童数 (人)	整備内容	面積 (㎡)	利用 定員 (人)	予算額 (千円)	施設整備の 理由
高 城 台	サンサンク ラブ	保育園施設	139.12 (115.90)	70	99	創設	350.00 (198.00)	120	64,203	狭あい化に伴う 施設の新設
山 里	きんだーく らぶ	保育園施設	68.49 (52.27)	31	37	創設	101.20 (66.00)	40	20,371	狭あい化に伴う 施設の新設
形 上	たんぽぽ クラブ	プレハブ	69.19 (42.00)	25	49	創設	132.04 (99.00)	60	20,011	狭あい化に伴う 施設の新設

※面積欄内の（ ）は、専用区画面積（事務スペース等を除く生活スペースの面積）

利用定員＝専用区画面積／1.65㎡

※登録児童数は平成30年4月1日現在

3 全体事業費

(単位:千円)

クラブ名	総事業費 ①	補助基本額 ②	予算額 ②×3/4	負担割合(②×補助率)			事業者負担額 ②×1/4+ (①-②)
				国 1/2	県 1/8	市 1/8	
サンサンクラブ	90,228	85,605	64,203	42,801	10,698	10,704	26,025
きんだーくらぶ	27,770	27,162	20,371	13,581	3,395	3,395	7,399
たんぽぽクラブ	38,818	26,682	20,011	13,341	3,335	3,335	18,807

4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債※3	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
104,585	69,723	17,428	13,700	—	3,734

※1 国庫補助率 補助基本額の1/2〔創設分〕

※2 県費補助率 補助基本額の1/8〔創設分〕

※3 起債充当率 地方負担分の80%〔社会福祉施設等整備事業債〕

5 その他

放課後児童クラブの運営体制

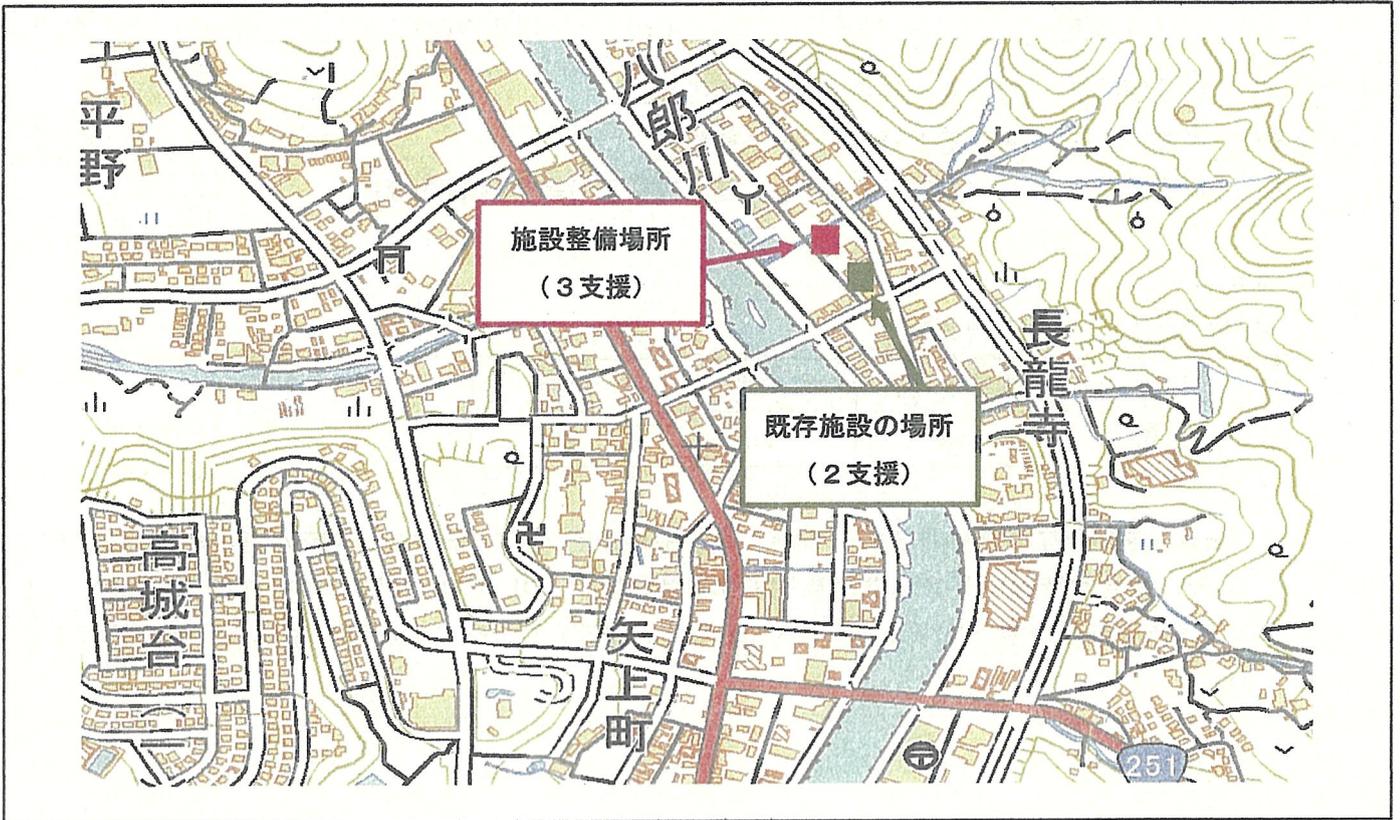
(31.2.1 現在)

種別	運営委員会	法人	合計
内訳	28	65	93

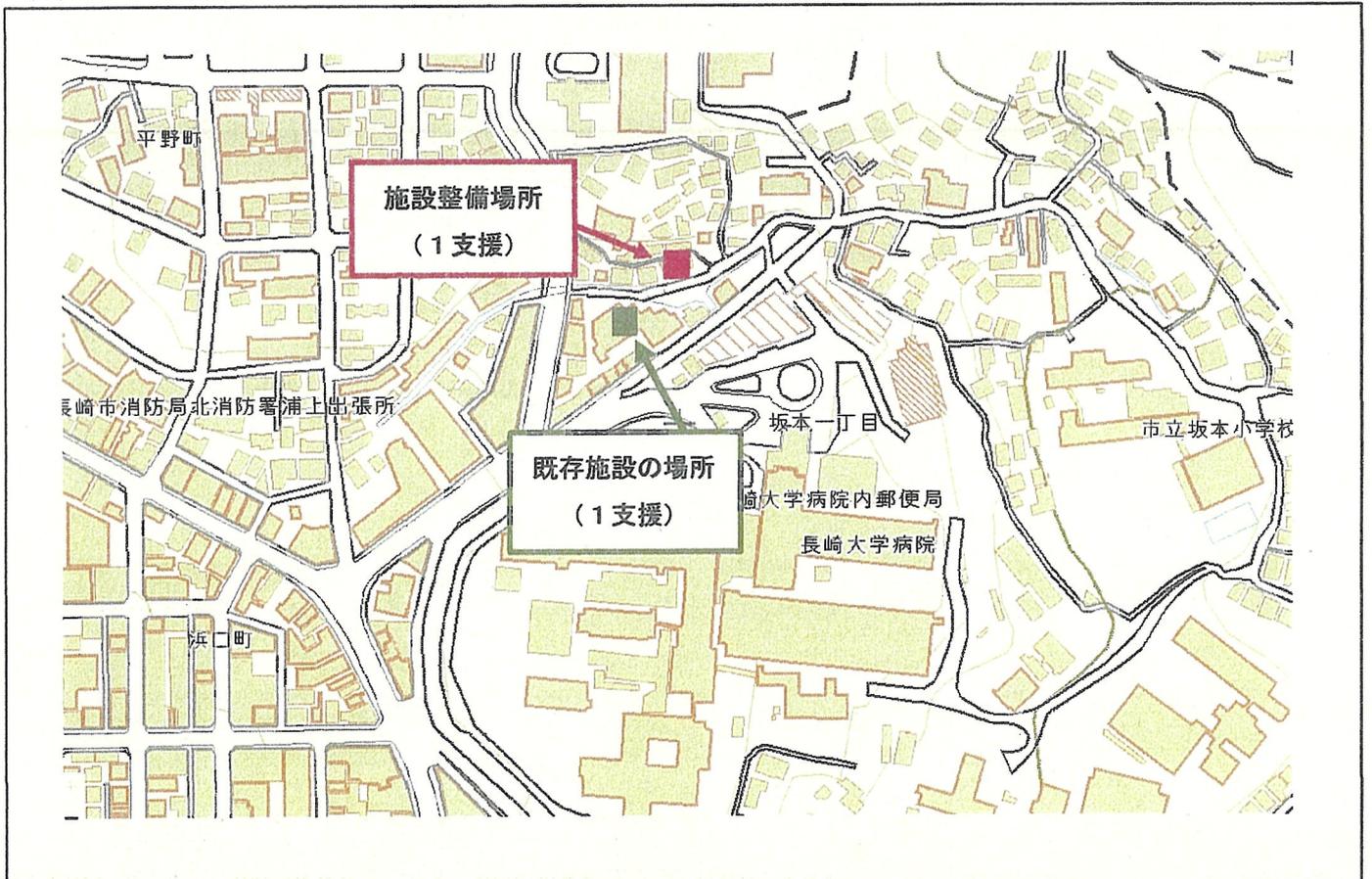
※ 法人格を持たない運営委員会が実施する放課後児童クラブにおいて、学校の施設等が利用できなくなった場合や待機児童の発生が見込まれる場合などについては、個別具体的な状況を検討した上で、経過措置期間中（2023年度（平成35年度）まで）は、市による施設整備も含めた検討を行う。

位 置 図

(1)高城台小学校区(サンサンクラブ)

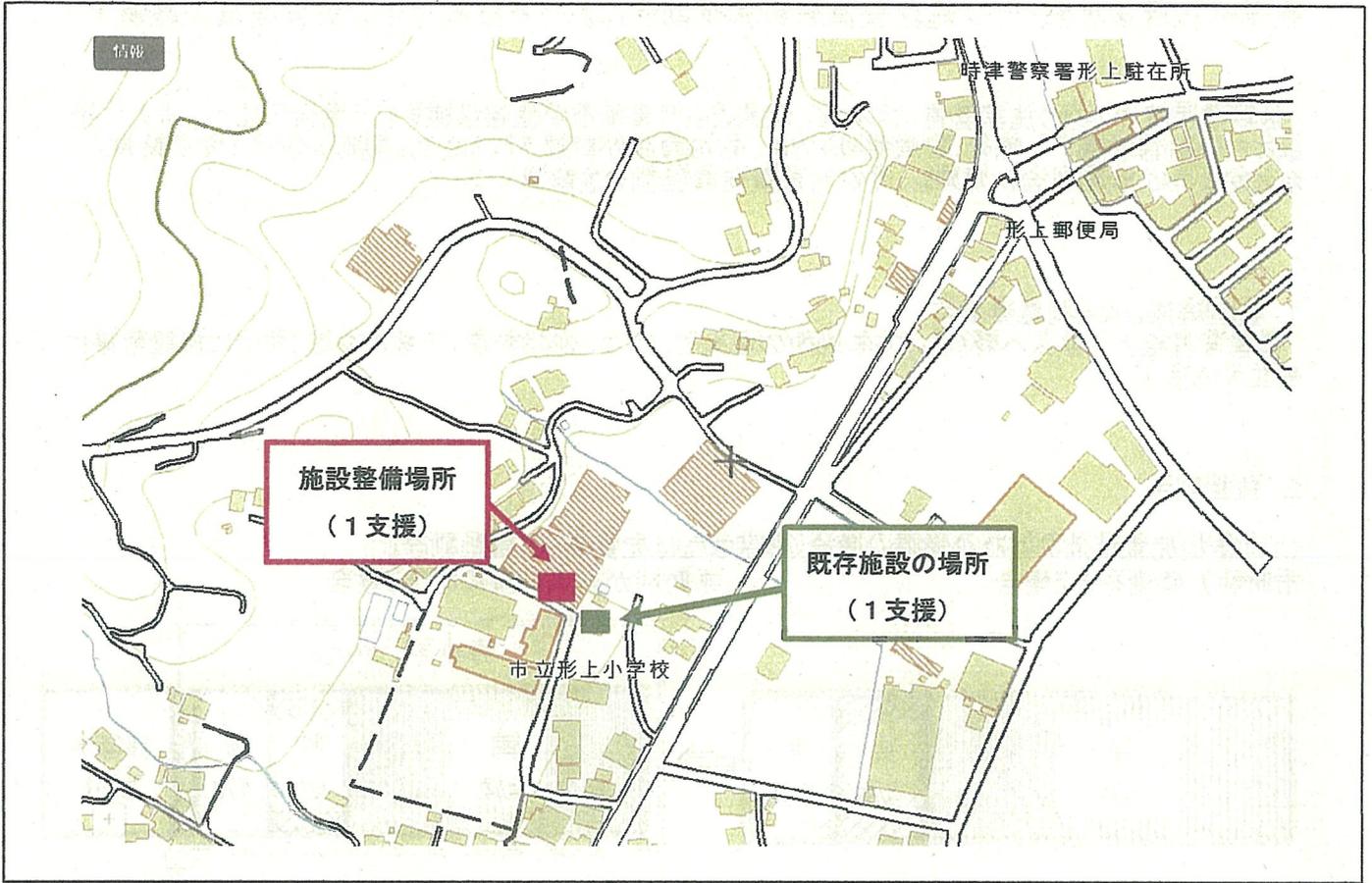


(2)山里小学校区(きんだーくらぶ)



位置図

(3) 形上小学校区(たんぼぼクラブ)



【補足資料】

長崎市放課後児童クラブ施設整備事業費補助金における期限付きの設置者負担軽減策

0

放課後児童クラブの施設整備について、従来どおり長崎市が直接整備を行う場合に比べ、法人に補助を行い施設整備する場合（間接補助）では、市の負担が軽減されるため、期限を設けてその軽減された分を市の負担割合に加算し、その分設置者負担割合を軽減する。

1. 負担軽減となる対象事業者

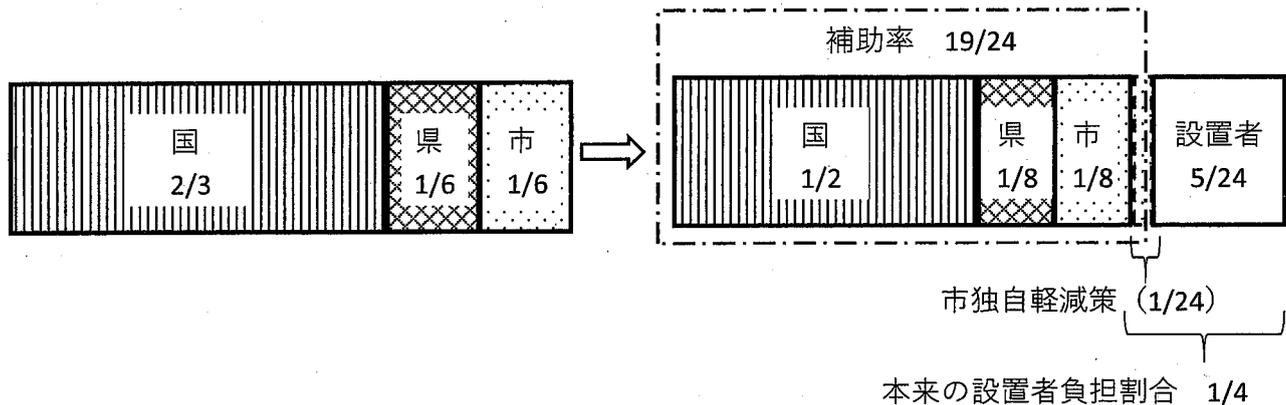
運営委員会から法人へ移行して5年以内の法人で、かつ、2023年度（平成35年度）までに施設整備に着手する法人。

2. 負担割合

(1)【待機児童解消のための整備の場合（創設または定員増）の負担割合】

市町村が整備を行う場合

市町村が法人に補助を行う場合

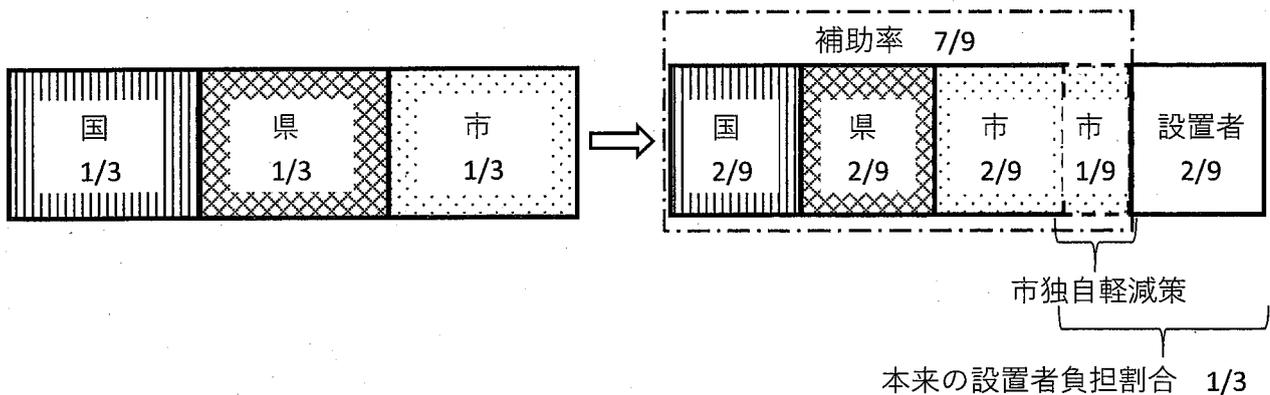


市が整備する場合の市の負担割合は $\frac{1}{6}$ であるが、間接補助の場合は $\frac{1}{8}$ に軽減されるため、軽減される負担割合 $\frac{1}{24}$ を市の負担割合に加算し、設置者負担割合を軽減する。

(2)【通常の負担割合】

市町村が整備を行う場合

市町村が法人に補助を行う場合



市が整備する場合の市の負担割合は $\frac{1}{3}$ であるが、間接補助の場合は $\frac{2}{9}$ に軽減されるため、軽減される負担割合 $\frac{1}{9}$ を市の負担割合に加算し、設置者負担割合を軽減する。

平成30年度

平成31年度

●私立幼稚園（施設型給付を受けない）
〔20か所〕

●私立幼稚園（施設型給付を受けない）
〔13か所〕

施設型給付

施設型給付

◎認定こども園 <<0~5歳>>

◎認定こども園 <<0~5歳>>

●私立〔36か所〕

●私立〔43か所〕

幼稚園型

幼保連携型

保育所型

幼稚園型

幼保連携型

保育所型

1号認定

2・3号認定

1号認定

2・3号認定

●公立〔1か所〕（長崎幼稚園）

●公立〔1か所〕（長崎幼稚園）

幼稚園型

幼保連携型

保育所型

幼稚園型

幼保連携型

保育所型

1号認定

2・3号認定

1号認定

2・3号認定

市立認定こども園運営費

市立認定こども園運営費

◎幼稚園 <<3~5歳>>

◎幼稚園 <<3~5歳>>

●私立〔4か所〕

●私立〔6か所〕

1号認定

1号認定

◎保育所 <<0~5歳>>

◎保育所 <<0~5歳>>

●私立〔82か所〕

●私立〔79か所〕

2・3号認定

2・3号認定

●公立〔1か所〕（高島幼稚園）

●公立〔1か所〕（高島幼稚園）

1号認定

1号認定

●公立〔5か所〕

●公立〔5か所〕

2・3号認定

2・3号認定

市立幼稚園運営費（運営費、管理費等）

市立幼稚園運営費（運営費、管理費等）

市立保育所運営費

市立保育所運営費

※1号認定(子ども) … 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの
 2号認定(子ども) … 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
 3号認定(子ども) … 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

●認可外保育施設〔補助対象8か所〕

●認可外保育施設〔補助対象5か所〕

地域型保育給付

地域型保育給付

●小規模保育 <<定員6~19人>>〔1か所〕

●小規模保育 <<定員6~19人>>〔1か所〕

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
174～ 175	3 民生費	2 児童福祉費	2 児童措置費	1-1	民間保育所等施設型給付費 (保育所)	千円 8,116,567
				1-2	民間保育所等施設型給付費 (認定こども園)	千円 4,874,342
				1-3	民間保育所等施設型給付費 (幼稚園)	千円 290,785

1 概 要

施設型給付は、子ども・子育て支援新制度において、子どものための教育・保育給付として創設され、市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認をした教育・保育施設(保育所・認定こども園・幼稚園)における、支給認定子どもの特定教育・保育に要した費用として支給している。

(1) 支給認定子どもについて

1号認定子ども…満3歳以上の小学校就学前で保育の必要性がない子ども

2号認定子ども…満3歳以上の小学校就学前で保育の必要性がある子ども

3号認定子ども…満3歳未満の小学校就学前で保育の必要性がある子ども

(2) 公定価格について

公定価格とは、国が定める教育・保育等に係る費用の基準単価である。基準単価や各種加算に入所児童数等に乗じて施設型給付費として支給する。

2 事業内容

(1) 対象施設数、児童数(毎月初日在籍延べ児童数)及び支出額

年度	施設区分	箇所数	児童数(人)	支出額(千円)
H31 年度 (A)	保育所	79	79,016	8,116,567
	認定こども園	43	67,914	4,874,342
	幼稚園	6	5,900	290,785
	計	128	152,830	13,281,694
H30 年度 (B) (補正後予算)	保育所	85	86,953	8,877,930
	認定こども園	33	50,534	3,562,522
	幼稚園	4	3,406	194,569
	計	122	140,893	12,635,021
差 (A-B)	保育所	▲6	▲7,937	▲761,363
	認定こども園	10	17,380	1,311,820
	幼稚園	2	2,494	96,216
	計	6	11,937	646,673

→ア

→イ

→ウ

(2) 増減の主な理由((1)のアイウについて)

ア 保育所から認定こども園へ6施設移行することによる減

イ 保育所から6施設、私学助成(施設型給付を受けない)幼稚園から4施設の、計10施設が認定こども園へ移行することによる増

ウ 私学助成(施設型給付を受けない)幼稚園から2施設が、施設型給付幼稚園へ移行することによる増

3 財源内訳

(1) 保育所

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他※3	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
8,116,567	3,125,221	1,438,657	—	1,447,825	2,104,864

※1 国庫負担率 国庫負担基準額 2号認定子ども(1,691,129千円)の1/2

国庫負担基準額 3号認定子ども(4,311,407千円)の52.875%

※2 県負担率 国庫負担基準額 2号認定子ども(1,691,129千円)の1/4

国庫負担基準額 3号認定子ども(4,311,407千円)の23.5625%

※3 その他 保育料

(2) 認定こども園

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
4,874,342	2,081,417	1,193,523	—	—	1,599,402

※1 国庫負担率 国庫負担基準額① 1号及び2号認定子ども(1,728,611千円)の1/2

国庫負担基準額① 3号認定子ども(2,301,866千円)の52.875%

※2 県負担率 国庫負担基準額① 1号及び2号認定子ども(1,728,611千円)の1/4

国庫負担基準額② 1号認定子ども(437,987千円)の1/2

国庫負担基準額① 3号認定子ども(2,301,866千円)の23.5625%

(3) 幼稚園

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
290,785	94,460	95,072	—	—	101,253

※1 国庫負担率 国庫負担基準額①(188,921千円)の1/2

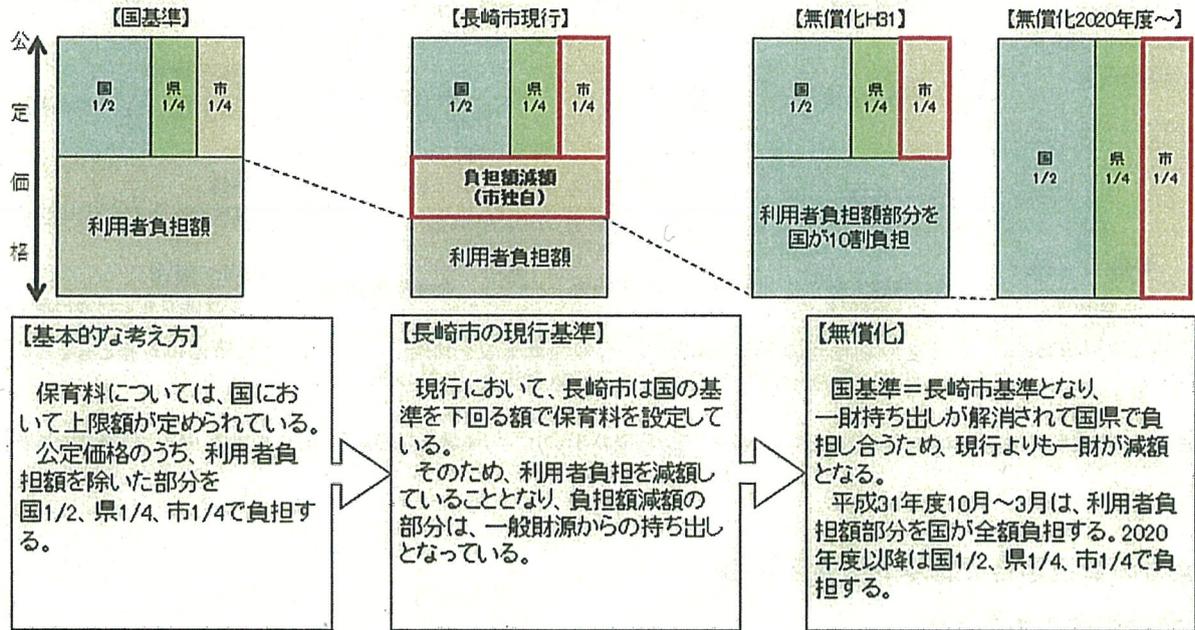
※2 県負担率 国庫負担基準額①(188,921千円)の1/4、国庫負担基準額②(95,683千円)の1/2

1 幼児教育の無償化の影響

国は、2019(H31)年10月から、3歳から5歳のすべての子どもと、0歳から2歳の住民税非課税世帯について保育料を無償化する、子ども・子育て支援法改正案を閣議決定した。(平成31年2月12日付) 公定価格のうち、利用者負担額(保育料)部分の、国・県・市の負担割合は次のとおり。

2019(H31)年10月～2020(H32)年3月 → 国:県:市=10:0:0
 2020(H32)年4月以降 → 国:県:市=2:1:1

(1) 財源内訳のイメージ



(2) 無償化に係る一般財源への影響額(試算)

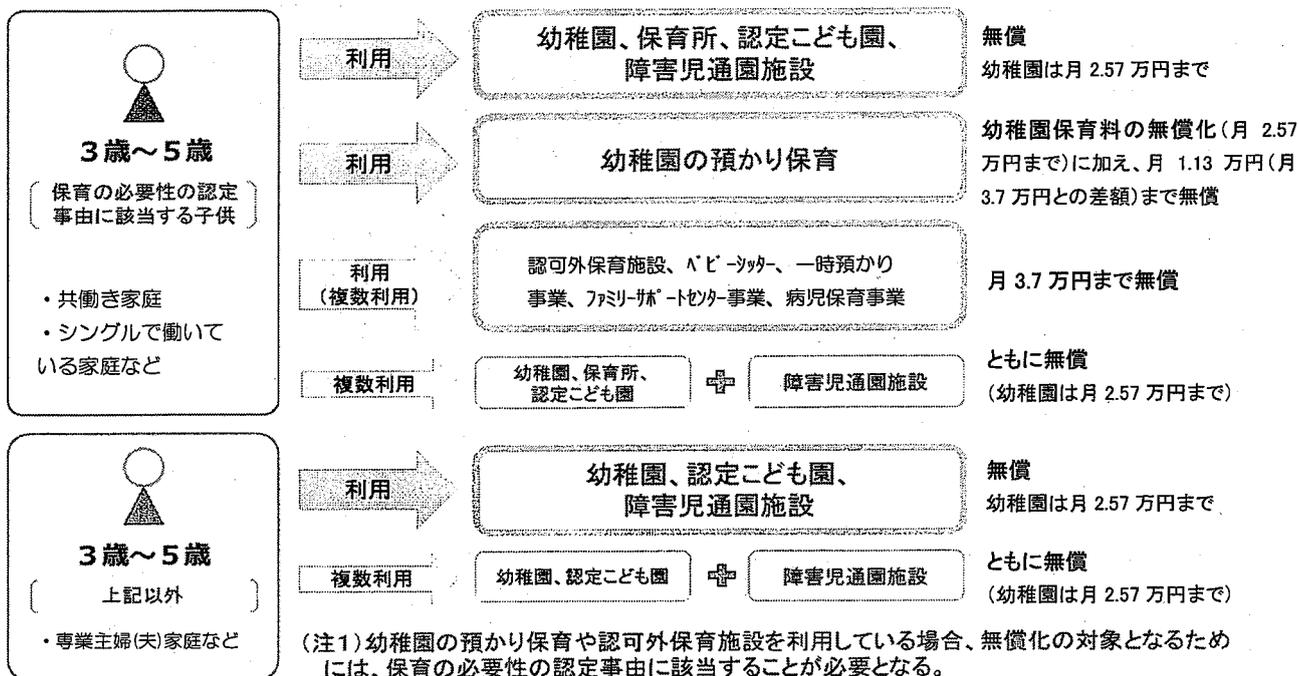
単位:千円

施設種別	H31 予算		H31 無償化 影響額 ③=②-①	H32 予算 (通年無償化) ④	H32 無償化 影響額 ⑤=④-①
	①無償化 なし	②10月～ 無償化			
保育所(2・3号)	2,104,864	1,177,809	▲927,055	1,984,269	▲120,595
認定こども園(1号)	474,298	236,313	▲237,985	519,239	44,941
認定こども園(2・3号)	1,125,104	639,515	▲485,589	1,073,786	▲51,318
幼稚園(1号)	101,253	53,552	▲47,701	120,520	19,267
計	3,805,519	2,107,189	▲1,698,330	3,697,814	▲107,705

- ア 1号認定子どもの利用者負担額は、長崎市基準を国の85%で設定しており差が小さいため、一財持ち出し分の解消額が小さく、無償化されることで市の負担が増える。
- イ 2・3号認定子どもの利用者負担額は、長崎市基準を国の67%で設定しており差が大きいため、アとは反対に一財持ち出し分が解消され、市の負担が減る。
- ウ ③H31の無償化影響額は、10月から3月までの6か月間、利用者負担額部分を国が10割負担するため、市の負担が大幅に減る。
- エ ⑤H32(2020)年度以降は、市が利用者負担額部分を4分の1負担するが、現行の市独自の軽減額よりも小さいため、約1億円の歳出減が見込まれる。

幼児教育無償化の概要について

1 具体的イメージ(例)



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

2 国・地方の負担割合の基本的な考え方(案)

(1) 現行制度があるもの

無償化後も、現行制度の負担割合と同じ負担割合とする。ただし、幼稚園(未移行園)に係る負担割合については、国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4 とする。

(2) (1)以外

新たに無償化の対象となる認可外保育施設、預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業等の負担割合について、子ども・子育て支援は全ての構成員が各々の役割を果たすことが求められるという子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4 とする。

法律上の位置づけ	区分		負担割合		
			国	都道府県	市町村
施設型給付 (地域型保育給付含む)	<新制度> 私立幼稚園	私立	1/2	1/4	1/4
		公立	—	—	10/10
子育て支援施設等利用給付 (仮称)	<旧制度> 私立幼稚園 ※就園奨励費対象		1/3 ⇒1/2	— ⇒1/4	2/3 ⇒1/4
	認可外保育施設、ベビーシッター		1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4
	一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業				
幼稚園の預かり保育					

※ 幼児教育無償化の財源は、消費税率引上げに伴い国と地方へ配分される増収分を活用

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
176～ 177	3 民生費	2 児童福祉費	3 ひとり親家 庭福祉費	2-2	ひとり親家庭自立 支援助成費	千円 50,974

1 概 要

母子家庭の母又は父子家庭の父の、自立の促進と生活の安定に向けた能力開発や資格取得の取り組みを支援するため、母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金等を支給する。

2 事業内容

(1) 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、自立促進を図るため、指定された教育訓練講座を受講し、修了した場合に給付金を支給する。

ア 対象者：20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父
(児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること等の支給要件あり。)

イ 対象講座：

【現行】① 雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座

【拡大】① 雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座

② 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の指定講座

(専門資格の取得を目指すものに限る。)

ウ 支給額：

【現行】 受講費用の60%に相当する額

(上限20万円。1万2千円以下の場合は支給なし。)

【拡大】 受講費用の60%に相当する額

(上限20万円。1万2千円以下の場合は支給なし。ただし、上記拡大②の講座を受講する場合は、上限80万円(修業年限×20万円))

(2) 高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減を図るための給付金を支給する(高等職業訓練促進給付金)。

また、入学時の負担軽減のため、養成機関のカリキュラム修了後に給付金を支給する(高等職業訓練修了支援給付金)。

ア 対象者：20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父
(児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること等の支給要件あり。)

イ 対象資格：看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、
歯科衛生士、美容師、社会福祉士、調理師等

ウ 支給対象期間・支給額

○ 高等職業訓練促進給付金

【現行】

- ① 支給対象期間：修業する全期間（上限3年）
- ② 支給額（月額）：住民税非課税世帯 100,000円
住民税課税世帯 70,500円

【拡大】

- ① 支給対象期間：修業する全期間（上限3年。ただし、資格取得のために4年課程が必須となる資格を目指す者等については4年）
- ② 支給額（月額）：住民税非課税世帯 100,000円（最終1年間は140,000円）
住民税課税世帯 70,500円（最終1年間は110,500円）

○ 高等職業訓練修了支援給付金

- ① 支給内容：住民税非課税世帯 修了後50,000円
住民税課税世帯 修了後25,000円

3 事業費内訳

区 分	H31 当初予算額	
	件数	金額
自立支援教育訓練給付金	19 件	2,424 千円
高等職業訓練促進給付金	37	48,150
うち最終年限の加算額	(12)	(5,520※)
高等職業訓練修了支援給付金	9	400
計		50,974

※算出方法 (@40,000×12月×11人) + (@40,000×6月×1人)

4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
50,974	38,230	-	-	-	12,744

※ 国庫支出金：母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金 補助率：3/4

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
176~ 177	3 民生費	2 児童 福祉費	3 ひとり親家 庭福祉費	2-6	児童扶養手当費	千円 2,595,858

1 概 要

児童扶養手当は、ひとり親家庭等で、父または母若しくはそのどちらとも生計を同じくしていない18歳到達年度の末日までにある児童（障害児童は20歳未満）に対し、心身の健やかな成長に寄与することを目的として、児童を監護する父または母若しくは養育者に支給する。

なお、児童扶養手当法の一部改正により、平成31（2019）年11月分の児童扶養手当から、支払回数が、「4か月分ずつ年3回」から「2か月分ずつ年6回」へ変更となる。

2 事業内容

(1) 児童扶養手当額（月額）

区 分	平成30年度	平成31年度	備 考
<本体額>			平成31年4月分から 額改定
全部支給	42,500円	42,910円	
一部支給	10,030円～42,490円	10,120円～42,900円	
<第2子加算額>			
全部支給	10,040円	10,140円	
一部支給	5,020円～10,030円	5,070円～10,130円	
<第3子以降加算額>			
全部支給	6,020円	6,080円	
一部支給	3,010円～6,010円	3,040円～6,070円	

※ 児童扶養手当は、所得状況により、全部支給、一部支給及び支給停止がある。

(2) 支払期月

<現行>	
平成31年度	
2020年度以降	

※ 平成31年度の支払回数は、経過的に年5回払い（15か月分の支給）となる。

3 予算比較

区 分	平成 30 年度当初予算①		平成 31 年度当初予算②		差引 (②-①)	
	延月数	支給額	延月数	支給額	延月数	支給額
		千円		千円		千円
全部支給	33,827	1,299,812	33,068	1,240,257	▲ 759	▲ 59,555
一部支給	20,663	765,111	30,728	1,157,278	10,065	392,167
第2子加算	12,952	128,777	15,954	161,289	3,002	32,512
第3子以降加算	3,858	28,744	4,866	37,034	1,008	8,290
計		2,222,444		2,595,858		373,414

4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
2,595,858	865,285	—	—	—	1,730,573

※ 国庫補助率：1/3

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
176～ 177	3 民生費	2 児童福祉費	3 ひとり親家 庭福祉費	2-7	未婚のひとり親家 庭臨時特別給付金 給付事業費	千円 8, 3 2 4

1 概 要

平成 31 (2019) 年 10 月から消費税率の引き上げとなる中、税法上の優遇措置である「寡婦(夫)控除」を受けることができる婚姻歴のあるひとり親と、受けることができない未婚のひとり親との格差を埋めることを目的とし、平成 31 年度における臨時・特別の措置として、児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親に対して給付を行う。

2 事業内容

- (1) 給付対象者： 児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親である者
- (2) 給付額： 17,500 円
- (3) 対象者見込： 470 人

3 事業費内訳

項 目		予 算 額
給付費		千円 8, 2 2 5
負担金、補助及び 交付金	給付金 (対象者見込数 470 人×17,500 円)	8, 2 2 5
事務費		9 9
需用費	消耗品費(申請書類用紙、事務用コピー用紙ほか)	9
役務費	郵送料 (支給申請書送付用)	3 9
	手数料 (口座振込手数料)	5 1
計		8, 3 2 4

4 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 8, 3 2 4	千円 8, 3 2 4	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

※ 国庫支出金：母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金 補助率：10/10

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
176～ 177	3 民生費	2 児童福祉費	3 ひとり親 家庭福祉費	2-9	第 66 回九州地区母子寡 婦福祉研修大会開催費 補助金	千円 500

1 概要

九州地区母子寡婦福祉研修大会は、ひとり親家庭等の自立の促進、孤立の解消、福祉の充実強化を目的として、母子寡婦福祉団体及びその会員、行政機関等が参加し、ひとり親家庭の現状や行政の支援状況等を学び、その課題解決に向けた研修討議を行うもので、毎年、同地区内の母子寡婦団体の持ち回りにより開催されている。

平成 31 年度に長崎市で開催される「第 66 回九州地区母子寡婦福祉研修大会」は、母子寡婦団体間の連携の強化のみならず、参加したひとり親等の自立に向けた意識の醸成を図るものであり、本市のひとり親家庭等の福祉の増進に資するものであることから、その開催経費の一部を補助する。

2 事業内容

- (1) 補助対象者 一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき
(2) 期 日 2019 年 10 月 13 日(日)・14 日(月祝)
(3) 場 所 長崎ブリックホール 大ホール
(4) 参加者 約 1,000 人【内訳】市内 100 人 県内 300 人 県外 600 人
(5) 大会日程 1 日目(10/13):開会式、行政説明(厚生労働省)、研修討議
2 日目(10/14):特別講演、決議、アトラクション、閉会式
(6) 事業費 (単位:千円)

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
参加費	1,500	印刷・通信費	1,200
主催者負担金	1,000	会場費	572
委託費	350	会議費	500
助成金	100	報償費	350
寄付金等	350	旅費	130
長崎市補助金	500	消耗品費等	1,048
合計	3,800	合計	3,800

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳			
	国庫支出金	県支出金	その他	一般財源
千円 500	千円 —	千円 —	千円 —	千円 500

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
190～ 191	4 衛生費	1 保健衛生費	3 母子保健 対策費	2-5	産前産後支援事業費	千円 3,137

1 概 要

妊娠・出産前後の期間は、母親の身体的・精神的変化が著しく不調をきたしやすい時期であることから、助産師による妊産婦相談支援や、出産後の心身の不調や育児不安のために支援が必要となった産婦及び乳児に対し、産科医療機関等においてショートステイやデイケアによる心身のケアや育児の支援を行っている。

2 事業内容

(1) 相談支援 1,194千円

妊娠・出産期特有の相談に対し、電話や訪問による保健指導、母子保健事業や産後ケアへの連携を行う。

ア 対象者 妊娠期から出産後3か月までの妊産婦

イ 実施方法 長崎県助産師会へ委託により実施

ウ 委託料 電話1件 1,200円、訪問1件 4,000円（利用者負担なし）

(2) 産後ケア 1,943千円

出産後に心身の不調や強い育児不安等がある産婦及び乳児（入院による治療を要する者を除く）に対して、市内及び近隣の産科医療機関、助産院等に委託して、出産による退院後の心身のケアや育児の指導等を行う。

ア 宿泊型（ショートステイ）

(ア) 利用期間 出産後2か月まで

(イ) 利用回数 2泊3日まで 1回

(ウ) 利用料等

利用形態		利用料	利用者負担額 (食費含まず)
母子	1泊目	19,980円	4,000円
	2泊目	14,850円	3,000円
母のみ	1泊目	15,660円	3,100円
	2泊目	12,690円	2,500円

※生活保護・市県民税非課税世帯は利用者負担なし（食費は別途負担が必要）

イ 滞在型（デイケア）

(ア) 利用期間 出産後3か月まで

(イ) 利用回数 2回

(ウ) 利用料等

利用形態		利用料	利用者負担額
母子	4時間以内	6,480 円	1,300 円

※生活保護・市県民税非課税世帯は利用者負担なし

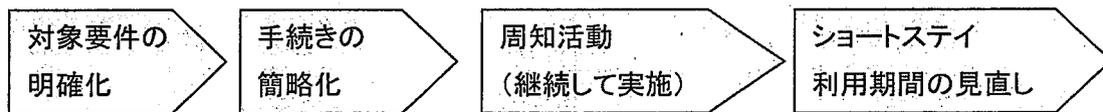
3 産後ケアの見直しの経過

(1) 産後ケアの利用実績等

[単位: 件(延べ件数)]

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度
	予算	実績	予算	実績	予算	実績 (12月末)	予算
ショートステイ	192	6	120	17	48	27	58
デイケア	600	37	240	121	240	100	168

(2) これまでの産後ケアの見直しの要点



(3) 成果

ア ショートステイについては、平成30年度から利用期間を「退院後7日以内」から「出産後2か月まで」に見直したことで、産科医療機関の退院直後だけでなく、一度退院し自宅に戻ってから不安定になった産婦の利用につながり、実績が増えている。

イ 利用後のアンケートでは96.4%の産婦が産後ケアを利用して育児に対する不安が軽減したと回答している。

4 事業費内訳

(1) 委託料 2,894千円

ア 相談支援 1,164千円

イ 産後ケア 1,730千円

(2) その他経費(消耗品・郵送料等) 243千円

5 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
3,137	1,369	398	—	—	1,370

※1 国庫補助率 産後ケア(1,943千円)の1/2、相談支援(1,194千円)の1/3

※2 県補助率 相談支援(1,194千円)の1/3

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
192～ 193	4 衛生費	1 保健衛生費	4 予防費	2-4	定期予防接種費	千円 731,095

1 概 要

伝染のおそれがある疾病の発生又はまん延を予防するため、予防接種法に基づく定期予防接種として、ジフテリア、破傷風、百日せき、ポリオ、結核(BCG)、日本脳炎、麻しん、風しん、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん、水痘、B型肝炎の予防接種を行っている。

2 事業内容

[予算額内訳]

区 分	予定単価(円) ※1		接種件数 (件)	予算額 (千円)	
	4～9月	10～3月			
接種委託料	四種混合(ジフテリア、破傷風、百日せき、ポリオ)	11,010	11,214	12,120	134,678
	二種混合(ジフテリア、破傷風)	4,357	4,438	2,687	11,816
	不活化ポリオ ※2	9,768	9,949	34	335
	結核(BCG)	8,877	9,042	3,019	27,049
	日本脳炎	7,716	7,859	14,275	111,167
	麻しん風しん混合	11,064	11,269	6,355	70,963
	ヒブ	8,353	8,508	11,902	100,340
	小児用肺炎球菌	11,658	11,874	11,890	139,898
	子宮頸がん ※3	15,814	16,107	48	766
	水痘	10,497	10,692	5,380	56,998
	B型肝炎	6,849	6,976	9,032	62,434
	接種不可料				1,157
小 計				717,601	
事務費(印刷製本費等)				10,710	
扶助費(県外での定期接種に係る助成金)				2,784	
合 計				731,095	

※1 10月以降は、消費税増税分を見込む。

※2 不活化ポリオワクチンは、平成24年11月から四種混合として接種開始。

※3 子宮頸がんワクチンは、平成25年6月に積極的勧奨を控えるよう厚生労働省から勧告。

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他 ※	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
731,095	—	—	—	12	731,083

※ 保険料個人負担金

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
292～ 293	10 教育費	5 幼稚園費	2 教育振興費	1-1	私立幼稚園 就園奨励費補助金	千円 125,530

1 概 要

施設型給付を受けない私立幼稚園が園児の入園料・保育料を世帯の所得状況に応じて減免する場合、減免相当額を私立幼稚園に補助し、保護者の経済的負担の軽減を図ることにより、幼稚園への就園を奨励する。

2 事業内容

- (1) 根拠法令等 幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(国)
長崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(市)
- (2) 対象施設 施設型給付を受けない私立幼稚園(13か所)
- (3) 対象児童 対象施設に在籍している長崎市在住の園児
- (4) 対象経費 入園料及び保育料
- (5) 補助単価表 (H31年度予定)※H30年度と同額 (単位:円)

階層区分		補助限度額【年額】		
		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯	308,000		
2	市民税非課税世帯 市民税所得割非課税世帯	272,000	308,000	308,000
	ひとり親世帯等の場合	308,000		
3	市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	187,200	247,000	308,000
	ひとり親世帯等の場合	272,000	308,000	
4	市民税所得割課税額が77,101円以上211,200円以下の世帯	62,200	185,000	308,000
5	市民税所得割課税額が211,201円以上の世帯	対象外	154,000	308,000

【参考】市独自の取組みによるもの(平成29年9月分から)

子育てしやすい環境づくりの一環として、多子世帯の負担軽減を図るため、市独自に多子計算(第〇子)に係る年齢制限撤廃の範囲を拡大する。

(国)第4・第5区分の世帯:小学校3年生までの児童を上から数える

第3区分までの世帯:年齢制限を設けず年長の者から数える

(市)前記からさらに、第4区分(所得割課税額77,101円～211,200円の世帯)のうち、97,000円未満の世帯まで年齢制限撤廃の範囲を広げる。

(6) H31 年度の事業計画

ア 保育料等の減免

(単位:人、千円)

階層区分		H31 当初予算額①		H30 当初予算額②		③増減(① - ②)	
		対象者	補助額	対象者	補助額	対象者	補助額
1	生活保護世帯	1	308	6	1,725	▲5	▲1,417
2	市民税非課税世帯 市民税所得割非課税世帯	60	15,550	149	41,725	▲89	▲26,175
	ひとり親世帯等	17	5,113	40	12,196	▲23	▲7,083
3	市民税所得割課税額が 77,100 円以下の世帯	112	21,951	248	53,080	▲136	▲31,129
	ひとり親世帯等	8	2,175	22	6,380	▲14	▲4,205
4	市民税所得割課税額が 77,101 円以上 211,200 円以下の世帯	523	58,832	1,069	128,368	▲546	▲69,536
5	市民税所得割課税額が 211,201 円以上の世帯	144	21,514	295	47,432	▲151	▲25,918
合 計		865	125,443	1,829	290,906	▲964	▲165,463

(ア) 上記階層区分4のうち、2-(5)-【参考】市独自の取組によるもの(再掲) (単位:人、千円)

階層区分		H31 当初予算額①		H30 当初予算額②		③増減(① - ②)	
		対象者	補助額	対象者	補助額	対象者	補助額
4	市民税所得割課税額が 77,101 円以上 211,200 円以下の世帯	13	1,916	29	4,573	▲16	▲2,657

イ 【市単独】園に対する事務費補助

(単位:人、千円)

	H31 当初予算額①		H30 当初予算額②		③増減(① - ②)	
	対象者	補助額	対象者	補助額	対象者	補助額
【市単独】園に対する事務費補助	865	87	1,829	183	▲964	▲96

ウ 事業費合計(ア+イ)の比較

(単位:人、千円)

	H31 当初予算額①		H30 当初予算額②		③増減(① - ②)	
	対象者	補助額	対象者	補助額	対象者	補助額
事業費合計(ア+イ)の比較	865	125,530	1,829	291,089	▲964	▲165,559

(7) 予算額減の理由

新制度(認定こども園及び施設型給付を受ける幼稚園)への移行による対象園の減に伴う対象者数見込みの減、及び積算方法の見直しによるもの。

ア 積算方法の見直しについて

H30年度は3歳～5歳について対象者数×補助単価で積算

H31年度は3歳～5歳について対象者数×補助単価×91.7%(実績に基づく年間在園期間)

イ 前年度からの予算減額内訳

(単位:人、千円)

区分	対象者	予算額	備考
H30 予算 A	1,829	291,089	20 か所
H31 予算 B	865	136,244	13 か所(▲7 か所)
H31 予算 C	865	125,530	B からさらに積算方法見直し

B-A	▲ 964	▲ 154,845	新制度移行による減
C-B	0	▲ 10,714	積算方法見直しによる減
合計	▲ 964	▲ 165,559	

ウ 新制度移行7施設の内訳

認定こども園 5か所(737人)

施設型給付を受ける幼稚園 2か所(227人)

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金〔※〕	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
125,530	38,705	-	-	-	86,825

〔※〕幼稚園就園奨励費補助金(補助率 1/3 以内)

国庫補助対象分 123,527 千円×補助率 1/3×H29 交付率実績 0.94≒38,705 千円

4 幼児教育無償化に係る国・地方の負担割合の基本的な考え方(案) (再掲)

法律上の位置づけ	区分		負担割合		
			国	都道府県	市町村
施設型給付(地域型 保育給付含む)	<新制度>私立幼稚園	私立	1/2	1/4	1/4
		公立	—	—	10/10
子育て支援施設等 利用給付(仮称)	<旧制度>私立幼稚園		1/3 ⇒1/2	— ⇒1/4	2/3 ⇒1/4
	認可外保育施設、ベビーシッター		1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4
	一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業、病児保育事業				
幼稚園の預かり保育					

保護者の経済的負担軽減のため、保育料の減免をする私立幼稚園に対する補助制度である本事業については、幼児教育無償化により平成31年9月で補助制度が終わる見込みとなっている。

10月からの幼児教育無償化に際しては、補助制度に代わり「子育て支援施設等利用給付(仮称)」制度が創設される予定とされているため、新しい給付制度の開始が確定後に減額補正を行う予定としている。